

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【公表番号】特表2008-524027(P2008-524027A)

【公表日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2007-546745(P2007-546745)

【国際特許分類】

*B 4 1 M 5/382 (2006.01)*

*B 4 1 M 5/395 (2006.01)*

*B 4 1 M 5/392 (2006.01)*

【F I】

B 4 1 M 5/26 1 0 1

B 4 1 M 5/26 A

B 4 1 M 5/26 1 0 1 L

B 4 1 M 5/26 L

B 4 1 M 5/26 1 0 1 J

B 4 1 M 5/26 J

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月1日(2008.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持体および色素層を含んでなる供与体を得る工程であって、前記色素層がバインダーおよび色素を含んでなり、前記バインダーがエチルセルロースを含んでなる工程；  
支持体および当該支持体上に色素受理層を有する受理体を得る工程；  
供与体の色素層を受理体の色素受理層に隣接して設置する工程；および  
供与体に像様に熱を印加して受理体上に色素画像を形成する工程；  
を含み、前記画像が2ミリ秒以下のライン速度で形成される、印刷方法。

【請求項2】

支持体および色素層を含んでなる染料供与体要素であって、前記色素層が色素およびバインダーを含んでなり、前記バインダーが、エトキシル含量が50.5%以上の第1のエチルセルロースおよびエトキシル含量が50.5%未満の第2のエチルセルロースから実質的になる染料供与体要素。

【請求項3】

供与体および受理体を含んでなる印刷アセンブリーであって、前記供与体が支持体および色素層を含んでなり、前記色素層がバインダーおよび色素を含んでなり、前記バインダーがエチルセルロースを含んでなり、前記受理体が支持体および支持体上に押出された色素受理層を含んでなる、印刷アセンブリー。